

【神戸の土地区画整理事業】

◇明治～大正

- ・明治元年一英人技師ハートによる居留地整備工事（近代的な市街地整備）
- ・明治中期以降一「土地改良二係ル件」（明治30年）による新道開鑿事業
(兵庫、長田、葺合など)
- ・大正3年以降一旧耕地整理法（明治32年）による耕地整理事業
(西部、北部、西灘など)
- ・大正12年一旧都市計画法（大正8年）による最初の土地区画整理組合
以後、終戦までに27組合

◇昭和～戦前

- ・昭和13年一阪神大水害 市内人口、戸数の7割が被災
- ・昭和20年一神戸大空襲 市街地の6割が焼失、壊滅的な被害

◇戦後

- ・昭和21年一「神戸市復興基本計画要綱」 約2,690ha
(神戸復興2,149ha、東灘復興541ha) の復興に着手 最終的には、2,207.5ha
- ・昭和30年代～都市改造に着手 経済の復興と自動車交通に対応する街
- ・昭和40年代～新市街地の整備に着手 スプロールの防止と住宅地の供給
- ・昭和50年代～より質の高い都市整備を目指す土地区画整理事業
- ・昭和60年代～インナーシティ対策としての土地区画整理事業

◇震災からの復興

- ・平成7年1月17日 阪神・淡路大震災 東灘～須磨の約6,000haが被災
- ・平成7年3月17日 震災復興土地区画整理事業施行区域 124.6haの都市計画決定
- ・平成8年11月5日 震災復興土地区画整理事業施行区域 18.6haの追加都市計画決定
(施行区域計 143.2ha)

【日本における土地区画整理の動き】

- ・1899年（明治32年）旧耕地整理法制定。これを準用して「区画整理」が始まる。
- ・1919年（大正8年）旧都市計画法制定。「区画整理」が位置づけられる。
- ・1923年（大正12年）旧特別都市計画法制定。関東大震災の復興事業の実施。
- ・1946年（昭和21年）新特別都市計画法制定。第二次世界大戦の復興事業の実施。
- ・1954年（昭和29年）「土地区画整理法」制定。
- ・1968年（昭和43年）「都市計画法」制定。都市計画の中で体系化される。